

## 三次市教育委員会告示第22号

三次市スポーツ・文化芸術報奨金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年8月28日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

### 三次市スポーツ・文化芸術報奨金交付要綱の一部を改正する告示

三次市スポーツ・文化芸術報奨金交付要綱（平成16年三次市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「認められた者」の次に「又は団体」を加える。

第2条第1号ウ中「，市長」を「，教育委員会」に改め，同条第2号ウ中「かかわる」を「関わる」に改め，同号に次のように加える。

エ ア，イ及びウに掲げるもののほか，教育委員会が認める大会

第3条中「市長」を「教育委員会」に改め，同条第1号を削り，同条第2号中「又は日本国の代表者となった者」を「若しくは日本国の代表者若しくは代表団体となり，かつ参加登録者名簿に登録された者又は団体」に改め，同号を同条第1号とし，同条第3号中「前2号」を前号に改め，同号を同条第2号とする。

第4条中「1人につき5千円以内とし，予算の範囲内において交付する」を削り，同条ただし書を削り，同条に後段として次のように加える。

別表のとおりとし，予算の範囲内において交付する。

第5条中「する者」の次に「又は団体」を加え，「市長」を「教育委員会」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

| 区分                | 国内大会等        | 国際規模の大会      |
|-------------------|--------------|--------------|
| 個人                | 1人につき1万円以内   | 1人につき3万円以内   |
| 10人以上の参加登録者からなる団体 | 1団体につき10万円以内 | 1団体につき20万円以内 |

附 則

この告示は、平成24年7月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。